

日本におけるムードルのユーザ、研究者、開発者の協会

規約および細則

序文

オープンソースのe ラーニングシステムであるムードル(Moodle)は、今や世界標準であり、日本においても人気の高い学習管理システムである。

日本のムードル・コミュニティは成長・発展することを願っているが、それには新しく資金を導入し、新たな進化を遂げる必要がある。また日本の教育機関その他の組織は、学習管理システム(LMS)ユーザ組織の発展のために団体会員となり、共同研究と資金援助を通して貢献することにやぶさかではない。

Moodle Pty Ltd. (ムードル社)に代表されるムードル本部は、中核プログラムの機能改善を適宜行うことを可能にする資金を必要としている。オープンソース・ソフトウェアの恩恵を受けているすべての機関は、国際コミュニティと日本のコミュニティに、返礼する方法を見つける必要がある。

日本中の教育者と管理者および開発者は、ムードルについてより深く学び、それぞれの機関でそれを応用する方法を学びたいと願っている。教師の中には自分たちの知識を学会やワークショップにおいて仲間同士で共有することに熱心であり、徐々に自分の開発したコースやコースの素材を共有しようとする者が増えている。

しかしながら、日本にはこれらの動きを促進させるべき中核となる全国的な非営利組織が存在していない。そこで我々、日本のムードル・ユーザ・コミュニティは、共同責任を果たすべく、ここに団結することを提案する。

日本ムードル協会規約

1. 名称と目的

1. 組織の名称は日本ムードル協会とし、英語名称は the Moodle Association of Japan とする(以下、協会または MAJ と略す)。日本各地のムードル・ユーザ・グループは、協会の支部を作ることができる。

2. 日本ムードル協会の目的は、ムードルというオープンソース学習管理システム(LMS)とその関連システムの研究、教育、開発を促進させることである。日本中の学校、大学、企業、団体を含むあらゆる分野の教育と研修において、e ラーニングやブレンディッド・ラーニングを改善することに興味のある人々のために活動する。この目的のために協会は年次全国大会を催す。知識や教材やソフトウェア・コードをオープンなものとして共有しあう互惠精神に基づくものである。

3. 日本ムードル協会に代表される日本のムードルユーザーは、すべての面においてmoodle.orgの活動を支援する。協会はその活動を通してムードルの中核ソフトウェア・コードのさらなる開発のために資金を集めたり、会費の一部を充当することで、ムードルの国際本部を支援する。また協会は日本の公式ムードル・パートナーズに委ねられている商業的な活動は行わない。むしろ、人々に力を合わせ、オープンソース・コミュニティ、なかんずくムードル LMS に金銭面と労力面で積極的に貢献してくれるよう促すものである。

4. 本協会は非営利の「任意団体」とし、会計上の透明性を維持し、将来的には正式な非営利団体 (NPO)となることも視野に置くものとする。

II. 会員

1. ムードルについて研究、開発、使用、または学習することに興味を持つ者ならば誰でも会員になることができる。

2. 会員の種別は団体会員と個人会員から成る。団体会員は大学、学校、行政機関、その他の組織でムードル LMS を使用する側にある団体を対象とする。個人会員はムードル LMS に関心のある全ての個人が対象となる。

3. 地方のムードル・ユーザ・グループや協会の地方支部が自発的に生まれ、教育的活動を行うことが期待される。全国大会に参加しようとする人は協会の会員であるべきである。

III. 年次総会

1. 日本ムードル協会は、少なくとも 1 年に 1 回全国大会を開催し、その場において総会を開催する。また、これ以外にも必要に応じてオンラインでの総会を開催できるものとする。

2. 協会の総会は全国大会中の総会・オンラインの総会に関わらず、すべての会員が参加資格を持つ。全国大会中の総会において、理事会は前年度の総会以降の期間における会計報告、活動報告、会員状況、研究および開発の状況報告を行う。次年度の理事もこの全国大会中の総会で選出される。

3. 総会の投票は特段の理由がない限り、協会の会員ページ上で行われるものとする。各協議事項について事前に設置されたフォームで「委任・賛成・反対」から選択を可能とし、総会の各協議の時間まで投票・変更を可能なものとして扱う。

4. 総会は開催に先立ち会員に十分告知されるものとする。総会の議決定足数は以下の通りに定める。

定足数：総会の議題提出日から開始日までに提出された委任状の数と、総会に出席した会員数の和。委任状を提出したうえで総会当日にも出席した会員については、投票フォームの最終回答内容をもって委任・賛成・反対を処理する。

5. 総会で行われる投票の際、個人会員は1人1票を有するものとする。団体会員は団体あたり1票を有するものとする。

IV. 役員と運営

1. 日本ムードル協会の理事会は、最低9人の役員からなり、会長、副会長、会計、会員担当理事、日本語広報担当理事、英語広報担当理事、プログラム担当理事、研究開発担当理事、研修担当理事が含まれる。十分な無償協力者が得られた場合は、上記9人に加えて、さらに役員を割り当てる。また複数の役員が特定の役職につき、その役員の責務を分かちことができる。

2. 理事に立候補するための有資格者は個人会員と、団体会員からの代表者、である。全ての候補者、非改選理事、そして監査役員は、その役職と自身の仕事との間で利害の抵触(利益の公私混同)が無いことを公にする必要がある。従って、ムードル関連サービスを提供する営利会社に勤めているメンバーは理事になることはできない。

3. 理事会の職務はオンラインまたは実際に顔を合わせながら行われる。会計に関する決定や、主要な政策決定には、3分の2以上の役員の賛成が必要である。しかしながら、可能な限り、全役員の合意が図れるように努力するものとする。主要な決定とは、規約や細則の改定、全国大会開催地選定、研究補助金、外部団体との連絡、役員人事、会計報告の提出、協会の組織格の変更などがあるが、これらに限られるものではない。

4. 理事会は全国大会や他の活動の計画を検討するために定期的に会合を持つものとする。会長が会議に先立って議題を準備し、議事録は理事会の構成員によって確認された後、一般会員が閲覧できるように公開する。実際に顔を合わせて会議を行うことが困難な場合は、電磁的な手段を使うこととする。

5. ムードル国際本部やその他のオープンソース組織との交渉にあたる場合、会長または指名を受けた代表には、協会の総代として発言する権限が与えられるものとする。

6. 理事会は、総会の日程を決定し発表するものとする。総会において、各理事は、それぞれの担当分野の事業について口頭報告を行うとともに、必要ならば報告書を作成し出席している会員に配布する。すべての報告書は、協会のウェブサイトに掲載し、全ての会員にメールで伝えられる。

7. 理事会に対して有益な助言を得るために、教育界で指導的立場にある人達からなる「顧問会議」を持つことができる。顧問会議のメンバーは無償の名誉職であり、理事会の承認を経て任命される。

8. 会長・副会長の任期については、1期3年で、最大2期までとする。

9. 本会の所在地は会計の住所とする。

V. 改正

本規約の改正は、日本ムードル協会理事会の 3 分の 2 以上の議決により正式に提案される。提案された規約改正はいかなるものも、総会前に会員に配布するものとする。規約改正を有効とするためには、総会において投票により会員の議決定足数の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

日本ムードル協会規約細則

I. 会員と会費

1. 日本ムードル協会の会費は理事会で決定される。2016 年現在の会費は以下のとおりとする。

—個人会員(一般):10,000 円(割引を認められた場合は 3,000 円)

個人会員(学生):3,000 円

個人会員(学校教員): 5,000 円 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員)

—団体会員:50,000 円

2. 全国大会参加費は理事会で決定される。現在は以下のとおり。

—個人会員は無料で参加できる。

—団体会員は代表者 7 名を無料で参加させることができる。加えて国内向け研究開発補助金の方向性、優先順位について意見を述べることができる。

—原則として開催校には団体会員になって頂くことを依頼する。またその可否に関わらず、全国大会の為に無料で施設・設備を提供した開催校に対しては、協会会長が認める人数までその教職員の参加費を無料とする。

—会員にならないことを選択した大会参加者は 10,000 円(学生 3,000円、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員 5,000円)の大会参加費を納めるものとする。

—3,000 円の割引会費が適応になる個人会員は、協会理事か大会実行委員長の推薦の元に適宜決定される。

3. 会費は一回の全国大会参加費を含む。会員期間は該当年度の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

II. 役員の職責と委員会

1. 会長: 会長は理事会の活動が円滑に行えるように全般的な責任を持つとともに、協会の業務を指揮し広報するとともに、ムードル本部とムードル・トラストに対する会の意向を代表する。会長は理事会および総会の議長を務める。また会長は理事会の承認を経て、組織の業務を遂行するために必要とする委員会を設置することができる。

2. 副会長: 副会長は会長不在時または会長の指示のもとで、理事会の活動を円滑に進ませる全般的な責任を持つ。副会長は会長と理事会のすべての構成員を支援する。

3. 会計: 会計はすべての会計記録を維持し、協会のすべての資金の徴収と分配の責任を負い、会員の会費を受取、主要講演者の費用を支払い、会員に会計報告を提出し、総会に年間収支報告と予算案を提出する。

4. 会員担当理事: 会員担当理事は、個人および賛助会員の募集を行い、現在および過去の会員記録を管理し、会員とコミュニケーションを図り、大会時の受付の準備を行う責任を負う。

5. 日本語広報担当理事: 大学や他の団体の団体会員入会の促進、会員の入会勧誘、行事の広報、理事会で決定された広報内容を日本語で準備する。

6. 英語広報担当理事: 会員の入会勧誘、行事の広報、理事会で決定された広報内容を英語で準備する。

7. プログラム担当理事: プログラム担当理事は、全国大会の計画、講演者と連絡、発表予定者の募集、プログラム冊子の作成を行う責任を負う。プログラム担当理事は、会長と理事会に適宜情報を提供しなければならない。プログラム担当理事は、ムードルに関係した地域のワークショップやその他のプログラムを応援・広報するものとする。

8. 研究開発担当理事: 研究開発担当理事は、ムードル学習管理システムの核となる新しいオープンソース・モジュールの共同研究開発を計画し推進させる責任を負う。研究開発担当理事は、日本ムードル協会の会員にとって有益なモジュールの開発や改善に特に注意を払うものとする。予算が許すならば、研究開発担当理事は開発補助金受領者の選考と授与を統括する。

9. 研修担当理事: 研修担当理事は全国大会と地域での研修会(ワークショップ)を準備し、人員配置し、促進させる責任を負う。

10. ウェブページ管理者: ウェブページ管理者は協会ウェブページの計画、デザイン、維持を受け持つ。担当者はまた会員からの改善や機能追加の要望などに耳を傾け、理事会の助言に基づいて必要な変更を加えるものとする。

11. 出版担当理事: 出版担当理事は協会の発行するオンラインや紙媒体の出版物の編集や出版に関する取りまとめを担当する。出版物にはニュースレター、発表論文集、ジャーナル、ワークショップ教本、ガイドライン、そしてポスターやパンフレットなどの広報出版が含まれる。

12. コース共有担当理事: コース共有担当理事は「MAJ コース共有ハブ」を宣伝かつ管理して日本のムードル利用教員の間で質の高い教材が分配・共有されることを促進する。

13. 協会渉外担当理事: 当渉外担当は MAJ を代表し、外部団体等との連絡担当者として責務を果たす。

14. 理事会の決定によって役員が追加される場合がある。9 名の必須役員に加えて、会員データベース管理者、監査役、全国大会実行委員長、書記、ウェブサイト管理者、研究紀要編集長、一般会員総代、など、重要な任務の遂行のために、いくつかの追加的役職を制定することがある。さらに、有志の申し出が在る場合は、例えば「共同広報担当」などのような肩書を共有し、職務の共同遂行を依頼する場合がある。

15. 会長が任命する委員会の委員は、一般の会員すべてが対象である。

III. 指名、選挙、空席、解任

1. 日本ムードル協会理事会は総会に先立ち正規会員からの役員の推薦を募り、それを受理する。推薦は、総会の前に書面によって日本ムードル協会理事会に提出される。

2. 候補者は指名を承諾し、必要な経歴を総会に提供しなければならない。各候補者と非改選役員は、ムードルに関する商業的関係に携わることや利害の対立する可能性の無いことを公にする必要がある。

3. 理事会構成員は、総会に先立ち、有権会員に投票を促す権限が与えられるものとする。創設する役職数、あるいは兼務する役員数に制限は設けない。

4. どの役職も複数の候補者間で競われることがない場合、理事会は総会で会員に全候補者名簿を示し、出席している会員から承認を得るものとする。競合する役職がある場合は、総会で、またそれに先立ちインターネットで、投票が行われ、その結果については、理事会の承認を得るものとする。

5. 役員の任期は 1 年とする。役員の任期は、総会の終了時から、次の全国大会中の総会までとする。再任は妨げない。全国大会中の総会後に追加となった理事の任期は、直近で開催される全国大会中の総会までとする。

6. 何らかの理由で役員が空席となった場合は、会長の指名によって空席を埋め、理事会の承認を得るものとする。

7. 日本ムードル協会規約および細則に規定されている職務を全うできない役員が出た場合、理事会は理事会構成員の4分の3以上の同意をもって、その役員を解任できるものとする。また役員は、資金を個人目的に流用したり、会員の情報を協会の活動以外の目的で利用するなど、現実の、あるいは明らかにそう受けとられるような利害対立を避けるよう努力しなければならない。さらに役員は、役員または会員がかかわる問題で、協会の正当な評価や良心に基づく人間関係を傷つける恐れのある問題を起こすようなことも避けるよう努力しなければならない。

IV. 会議

1. 総会前に、電子メールや協会ウェブサイトの会員専用ページへの掲載を含む書面にて総会の日時、場所、議題が、少なくとも1ヶ月前に協会の会員に届くようにするものとする。規約改正等に関する詳細資料の事前配布が必要な項目については、総会開催に先立って資料を配布できるよう務めるものとする。

2. 日本語広報担当役員と英語広報担当役員は総会の議事録を用意し、協会ウェブサイトに掲示し、かつ全会員に配布するものとする。

V. 会計業務

1. 会計年度: 日本ムードル協会の会計年度は、9月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、2022年度のみ2022年4月1日から2023年8月31日までとする。

2. 監査: 透明性と信頼性を確保するために、理事会は監査役を任命する。監査役は年次会計報告を精査し、所感を述べ、会員に対してその内容が正確であることを証言する。

3. 年次会計報告: 総会において、会計は会員に会計決算を報告し、一般に公開する。報告書は前年度と当該年度の会計について報告する。報告書は中核ソフトウェア開発助成、ローカル開発助成、大会、研修会、組織維持費と協会に関係する収支のすべてを報告するものとする。年次会計報告書は協会ウェブサイトに掲示され、総会に出席していない会員を含めて全会員に電子メールで配布されるものとする。

4. 会計の原則: 組織の支出を最低限に抑え、公益事業への支出を最大限にするために、会費と寄付収入の適正な使用原則を提案する。

a. 会費と全国大会参加費などから成る収入のうち協会運営事業に使用する金額は10%以下とすることをガイドラインとする。協会運営事業に利用される支出は、10%を超える場合もある。各支出については、総会において会計担当より説明が行われる。
役員旅費などは会長・会計および他の理事1名の事前承認を得たうえで、負担することができる。

b. 研究開発に貢献することを目的とし、全収入から全国大会開催経費と前項で定める協会運営事業費を除いた残りの収入をMoodle HQまたはMoodle HQによって認可されたプロジェクトに対して活用できるものとする。この際、国内での研究開発と国際的な研究開発に適切に配分して利用するものとする。

5. 会計は協会の銀行口座の代表者を務める。

VI. 言語

運営上の目的において、日本ムードル協会の業務言語は日本語と(または)英語とする。規約と細則の様に日・英語併記の文書においては日本語版を正式文書とする。

VII. 細則改正

理事会に明白に権限が与えられている事項については、理事会は細則を修正できるものとする。その他の改正は、理事会での過半数の議決を得て、会員に提案されるものとする。そのような改正提案が出される場合は、総会の前に会員にその提案を掲示し、また配布するものとする。改正が成立するためには、総会において過半数の議決により承認を得なければならない。

VIII. 会議の運営

会長は、日本ムードル協会理事会、支部会議、年次総会の手順を、適切な日本文化的規範に則って進行させることを勧める。そのような勧めに異論が出た場合は、その場に出席している理事で協議し、規約と細則に矛盾しない範囲で皆が合意できる方法と手順を見つけて会議の進行を図るものとする。

IX. 地方支部

ムードルユーザのいかなる地方グループも協会の地方支部を立ち上げ、申請することができる。関係する地方支部規定については別に定める。

X. スポンサー

1. 協会は年次大会を含む協会のあらゆる活動や事業を財政的に支援する意思のある団体や企業をスポンサーとして受け入れる。スポンサーの当協会に対する支援は、当協会がMoodle HQまたはMoodleHQによって認可されたプロジェクトに対する財政支援を通じ、当協会がムードルの世界規模の開発を援助することにつながる。スポンサーにはシルバースポンサー、ゴールドスポンサー、プラチナスポンサーの3つのレベルがある。協会はこれら3つのレベルの貢献度に応じて各スポンサーに特典を提供する。尚、スポンサーはムードルの商標規定を遵守することが前提となる。

2. スポンサーは協会における投票権のある会員ではない。スポンサーに関する詳しい条件などは毎年更新される別紙「スポンサー要項」と「スポンサー規約」による。

附則

本規約、序文、及び細則は日本ムードル協会設立準備会により起草され、2010年9月15日に第一草案、2011年2月15日に最終草案が承認されたものである。日本ムードル協会設立準備会の構成員は以下のとおり。

- ・原島秀人
- ・ダン・ヒンクルマン
- ・木村哲夫
- ・ピーター・ルースベン・スチュアート

- ・白井達也
- ・不破宗行
- ・エリック・ハグリー
- ・ポール・ダニエルズ
- ・トーマス・ロブ

上記設立準備会構成員の任期は2011年2月22日に予定されている第一回日本ムードル協会年次総会において新規役員が選出された時をもって終了する。

改訂 2012年2月22日

- 細則 I-1 学生会員の追加
- 細則 I-2 開催校への配慮項目の追加
- 細則 V-4-a 前年度から繰り越された研究助成金を50%寄付の算定基準に入れない旨の文言追加

改訂 2013年3月2日

- 細則 I-1 学校教員会員の追加
- 細則 I-2 団体会員特権の変更
- 細則 II ウェブページ管理者、出版担当理事、コース共有担当理事、の追加
- 細則 IX 地方支部の追加
- 細則 X ムート・スポンサーの追加

改訂 2016 年 2 月 22 日

序： ムードルユーザ協会についての項目追加

規約と細則全般：文言，言葉使いの修正

規約 I-3： 協会の目的修正

規約 II-2, 細則 I-1: 賛助会員について項目削除

細則 II-13: MUA 渉外担当理事追加

細則 X: ムートスポンサーをスポンサーに変更し再定義

改訂 2017 年 2 月 18 日

細則 V-4-a. 寄付を年会費と変更

改訂 2019 年 2 月 28 日

規約 IV-8 会長・副会長の任期を追加

改訂 2022 年 2 月 18 日

規約 IV-9 会計の住所を追記

細則 V-5 会計の役割を追記

細則 I.2 会員にならないことを選択した大会参加者に対する参加費の具体的記載を追記

細則 V.1 会計年度の修正

改訂 2023 年 2 月 16 日

序： ムードルユーザ協会の表記を削除

規約 I-3: 協会の目的修正

改訂 2024 年 2 月 17 日

規約 3ほか： 総会の開催回数と定足数、投票権に関する記載を整理

細則 4-2: 総会の日時・場所・次第の案内通知に関する具体的な内容を記載

改訂 2024 年 8 月 14 日

規約 4-3ほか： MUA の名称に関する記載を整理